

事務センター一覧

事務センター	電子申請に関する お問合わせ先	申請区分	添付書類送付先	特記事項
北海道	011-837-1601	健康保険 厚生年金 関係	003-8572 札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル 2階	—
	011-837-1602	国民年金 関係	003-8574 札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル 4階	
	011-837-1603	年金給付 関係	003-8573 札幌市白石区東札幌3条1-1 コンベンションゲートウェイビル 3階	
仙台 広域	022-217-2750	—	980-8461 仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階	【管轄区域】 宮城県内、山形県 内、福島県内、青森 県内、岩手県内、秋 田県内 の年金事務所
高崎 広域	027-395-6110	—	370-8533 高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル8階	【管轄区域】 栃木県内及び群馬県 内の年金事務所
埼玉 広域	048-814-2471	健康保険 厚生年金 関係	330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル	【管轄区域】 埼玉県内、長野県内 及び茨城県内の年金 事務所
		国民年金 関係		
		年金給付 関係		

新潟	025-368-7107	—	950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階	—
東京 広域	03-5500-3511	健康保険 厚生年金 関係	135-8071 東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館	【管轄区域】 東京都内、山梨県内 及び千葉県内の年金 事務所
		国民年金 関係	135-8071 東京都江東区有明3-6-11 TFTビル東館	【管轄区域】 東京都内、山梨県内 及び千葉県内の年金 事務所
	03-3570-0777	年金給付 関係	135-8072 東京都江東区有明3-4-10 TFTビル西館(TFT内郵便局私 書箱2081号)	【管轄区域】 東京都内、山梨県内 及び千葉県内の年金 事務所
神奈川	045-620-6333	健康保険 厚生年金 関係	220-8557 横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第3ビル2階	—
		国民年金 関係		
		年金給付 関係	220-8557 横浜市西区北幸2-8-29 東武横浜第3ビル3階	
金沢 広域	076-256-0501	健康保険 厚生年金 関係	920-8626 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル8階	【管轄区域】 石川県内及び富山県 内の年金事務所
	076-256-0504	国民年金 関係		
	076-256-0507	年金給付 関係		

名古屋 広域	052- 222-1159 ※市外局番のかけ間違いにご注意ください。	健康保険・厚生 年金保険、国民 年金及び年金給 付に関する電子 申請	460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル	【管轄区域】 愛知県内、岐阜県 内、三重県内及び静 岡県内の年金事務所
福井	0776-30-5448	—	910-8573 福井市中央3-1-5 三谷中央ビル8階	—
滋賀	077-511-2131	—	520-0043 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル7階	—
京都	075-803-0071	—	600-8389 京都市下京区大宮通四条下ル 四条大宮町2 日本生命四条大宮ビル3階	—
大阪 広域	06-6241-9601	—	541-8533 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル9階	【管轄区域】 大阪府内、奈良県内、 和歌山県内 の年金事務所
兵庫	078-291-4123	—	651-8514 神戸市中央区脇浜町2-11-14 現代神戸ビル2～4階	—

岡山 広域	086-280-4554	—	700-8501 岡山市北区新屋敷町1-1-18 山陽新聞新屋敷町ビル5階	【管轄区域】 岡山県内、鳥取県 内、島根県内 の年金事務所
広島 広域	082-504-1135	—	730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル6階	【管轄区域】 広島県内、山口県内 の年金事務所
高松 広域	087-822-4684	—	760-0017 高松市番町2-16-3 フソウ番町ビル	【管轄区域】 香川県内、高知県 内、愛媛県内、徳島 県内 の年金事務所
福岡 広域	092-411-3373	—	812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル	【管轄区域】 福岡県内、佐賀県 内、長崎県内、熊本 県内、大分県内、宮 崎県内、鹿児島県 内、沖縄県内 の年金事務所

※ 事務センターでは、お客様が電子申請で届出された申請のうち、事務センターで受付・審査等を行うものに関する問い合わせをお受けしています。

(1) 年金事務所で受付・審査を行うものについては、『[年金事務所](#)』へ問い合わせして下さい。

(2) 電子申請システムの利用方法などについては、『[日本年金機構電子申請照会窓口
\(ヘルプデスク\)](#)』へ問い合わせして下さい。